

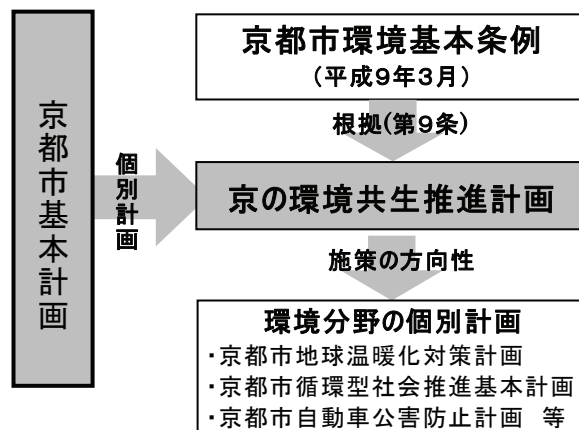
## 京の環境共生推進計画の中間点検について

### 1 京の環境共生推進計画の概要

#### (1) 現行計画の位置付け

ア 現行計画は京都市環境基本条例第9条の規定に基づき平成18年8月に策定され、環境の保全に関する長期的目標並びに、環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱等を示す**環境行政のマスタープラン**として位置付けられる(右図参照)。

イ 「環境への負荷の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』を実現する」ことを掲げた「京都市基本計画」(平成13年1月)の個別計画である。



京の環境共生推進計画の位置付け

#### (2) 現行計画の期間等

ア 現行計画の期間は平成18年度から27年度(10年間)である。

イ 重点プロジェクトは平成22年度までを期間とし、京都市の環境事情や市民ニーズから、優先的に取り組むべき分野を選定し、短期的かつ集中的な推進を図っている。また、期間終了後に、プロジェクト期間の延長、新規プロジェクトの設定等の検討を行うこととなっている。

ウ 計画の内容については、環境の状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととなっている(中間点検)。

### 【参考】 現行計画に関連する計画等の策定状況について

#### (1) 現行計画策定後に策定された関連計画等

策定年月	関連計画の名称
平成21年4月	京都市環境モデル都市行動計画
平成22年1月	「歩くまち・京都」総合交通戦略
平成22年3月	京都市緑の基本計画
平成22年3月	京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)
平成22年7月	京都市農林行政基本方針

## (2) 平成22年度以降策定を予定している関連計画等

<b>■京都市基本計画</b>	
平成22年 5月	第1次案公表
9月	第2次案公表
11月	基本計画答申, 市会提案
<b>■新京都市地球温暖化対策条例及び新計画</b>	
平成22年 9月	新京都市地球温暖化対策条例を市会提案
平成23年 3月	新京都市地球温暖化対策計画の策定
<b>■新京都市産業廃棄物処理指導計画</b>	
	京都市産業廃棄物処理指導計画委員会を4回開催予定
平成23年 2月	第3次計画策定
<b>■京都市自動車公害防止計画</b>	
	京都市自動車環境対策協議会を3回開催予定
平成23年 3月	計画案策定
平成23年 6月	計画告示
<b>■京都市バイオマス活用推進計画(仮称)</b>	
	京都市バイオマス活用推進会議を4回開催予定
平成23年3月	計画策定
<b>■環境保全基準の改正</b>	
	京都市環境保全基準部会を3回開催予定
平成23年 3月	告示
<b>■京都市環境影響評価等に関する条例の改正</b>	
	京都市環境影響評価条例部会を3回開催予定
平成23年度以降	答申

## 2 京都市が目指す環境像，長期的目標，基本施策の内容について

### (1) 京都市が目指す環境像の内容

現行計画に掲げる京都市が目指す環境像（最上位の目標）は、「京都市基本計画」が基本的方向として「豊かな自然環境との調和を図りつつ，市民の自主的な環境保全の取組を支援することで，ひとりひとりがくらしに節度を持ち，環境への負担の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』を実現する。」を掲げ，すべての分野で環境を基軸とした政策を展開していることを踏まえ，「**環境への負担の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』**」としている。

### (2) 長期的目標の内容

現行計画では，京都市が目指す環境像の実現に向けた具体的な方向性を示す5つの長期的目標を設定している。各長期的目標の内容は次頁に記すとおりである。

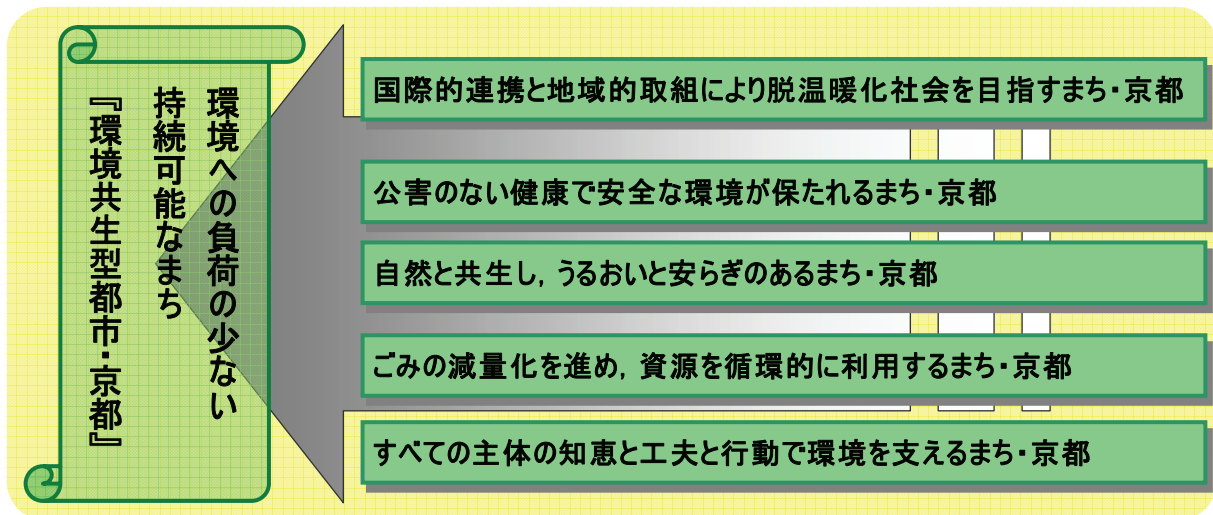


図1.1 長期的目標

#### 長期的目標1 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都

京都議定書誕生の地である京都において，私たちの日常生活や通常の事業活動から生じる環境への負担が地球規模の環境問題に多大な影響を与えていることを理解し，「京都市地球温暖化対策条例」等に基づき，環境負担を低減するための行動に自主的・積極的に取り組むとともに，エネルギーの省力化，新エネルギーの導入などを促進し，二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑制することにより，京都議定書の目標年以降を見据えた脱温暖化型の地域社会の形成を目指します。

また，イクレイ（ICLEI）等の国際機関との連携による地球温暖化対策や，平成17年12月に設立した「気候変動に関する世界市長・首長協議会」による各自治体間の連携など，環境保全全般に係る国際的な取組を推進します。

## 長期的目標2 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都

大気、水、土壌・地盤などを良好な状態に保持・保全するとともに、自動車交通公害や生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害、更には化学物質等による新たな環境問題などへの適切な対応など、環境汚染の拡大防止と未然防止に努め、市民が安心して暮らすことのできる公害のない健康で安全な環境を確保します。

## 長期的目標3 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都

自然的風土である三方の山々や清らかな川の流れなど、市内の優れた自然環境を保全するとともに、市内に生息・生育する多様な野生動植物との共生を図り、人と自然との豊かなふれあいの場や機会を確保します。

また、世界遺産や文化財、史跡等の歴史的な文化環境、伝統的な京町家や町並みに代表される京都固有の趣のある市街地景観を保全するとともに、身近な緑や水辺環境の保全・創造に努め、うるおいと安らぎのある快適環境を確保します。

## 長期的目標4 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都

京都の精神文化である、始めからごみとなったあとのこと（末）まで考える「始末」という考え方や、もったいないと思う心を大切にし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、ごみの発生抑制や資源の循環的利用、廃棄物の適正処理等を推進することにより、限りある資源を将来の世代に残せるよう有効に利用し、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能なまちを目指します。

## 長期的目標5 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都

今日の環境問題の多くは、日常生活や通常の事業活動に伴って生じる環境への負荷が原因の一つとなっていることを認識し、日常生活や事業活動のあらゆる場面に環境配慮の考え方を織り込むとともに、地域社会を構成する市民、事業者、行政などのすべての主体が、それぞれの責務や役割のもと、知恵を出し合い工夫しながら連携・協力し、自らの自主的・積極的な行動で環境を支えるまちづくりを推進します。

### (3) 基本施策の内容

現行計画の基本施策は、5つの長期的目標の実現に向け、施策・事業等を総合的・体系的に展開するとともに、長期的目標と個別具体的な施策・事業等の方向性をつなぐため17項目を設定している。

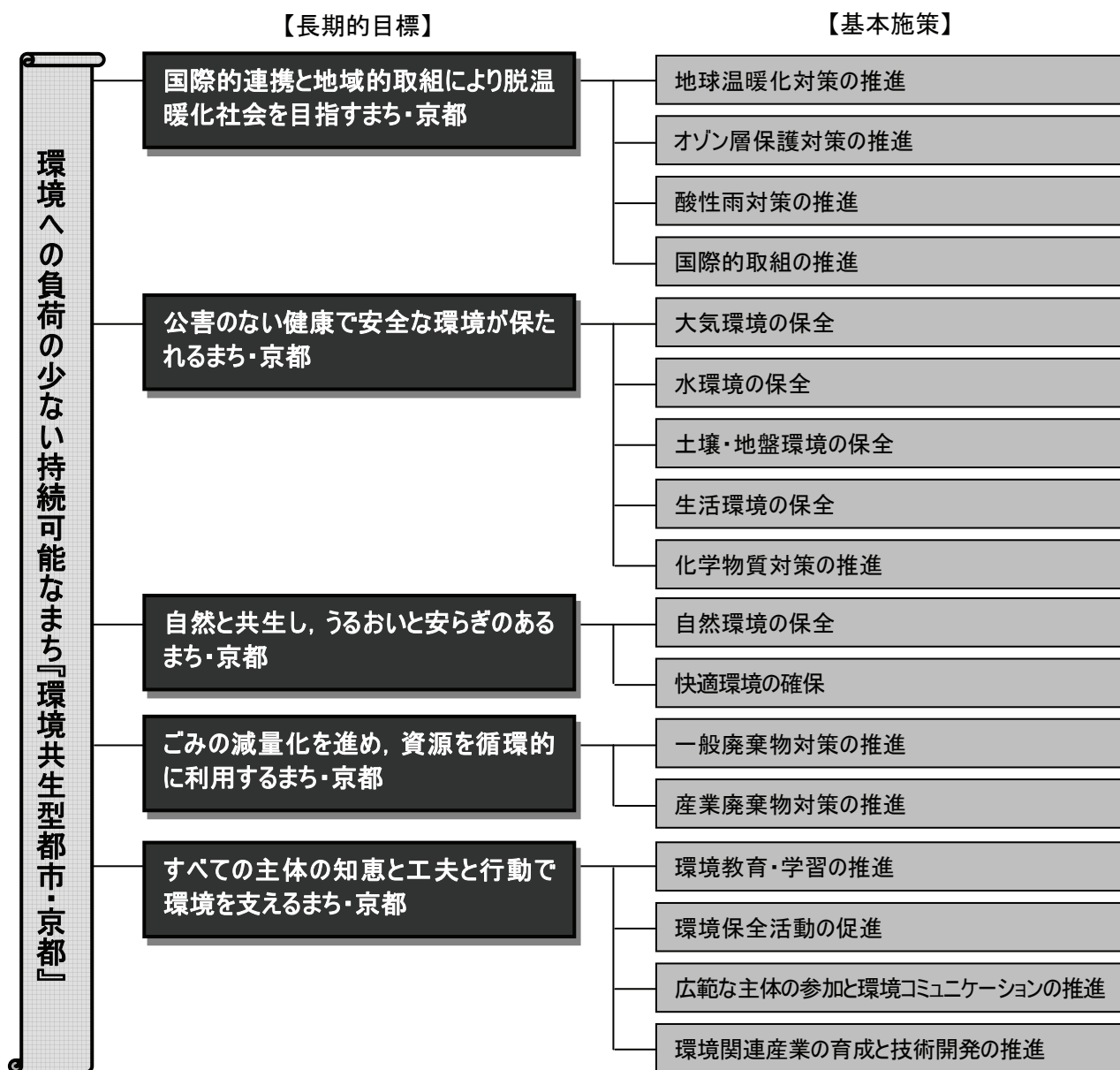


図1.2 施策体系

### 3 京都市が目指す環境像，長期的目標，基本施策の中間点検(案)

現行計画に掲げる京都市が目指す環境像，長期的目標，基本施策の中間点検案については下表のとおりである。

区分	事務局案	理由
京都市が目指す環境像	継続	「21 世紀環境立国戦略」で示された持続可能な社会を目指すという概念や京都市基本計画第 1 次案で示された未来像を含んだものであるため。
長期的目標	継続	国の環境基本計画の 4 つの長期的目標である「循環」「共生」「参加」「国際的取組」を踏襲したものであり、「21 世紀環境立国戦略」で示された国の方向性を先取りしたものであるため。
基本施策	継続	関連計画は現行計画に掲げた基本施策や施策・事業等の方向性に基づいた内容であるため。 現行計画の基本施策は環境施策分野を網羅し，バランスよく設定されているため。

#### (1) 京都市が目指す環境像

現行計画策定以降，国においては平成 19 年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」に，低炭素社会，循環型社会，自然共生社会の 3 つの社会を総合的に実現することにより持続可能な社会を目指す，という概念が提示されている。

また，京都市においては，平成 23 年度からの 10 年間の京都市の未来像と主要政策を明示する計画であり，都市経営の基本となる「京都市基本計画」の次期計画の策定が現在進められている。その計画の第 1 次案が 5 月 21 日に公表され，5 つの京都の未来像の 1 つとして，「自然環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」が掲げられている。

このように，現行計画に掲げる京都市が目指す環境像は，計画期間である 10 年間より未来の環境像を見据え，「21 世紀環境立国戦略」で示された持続可能な社会を目指すという概念や京都市基本計画第 1 次案で示された未来像を含んだものであることから，現時点での見直しの必要はないと考えている。

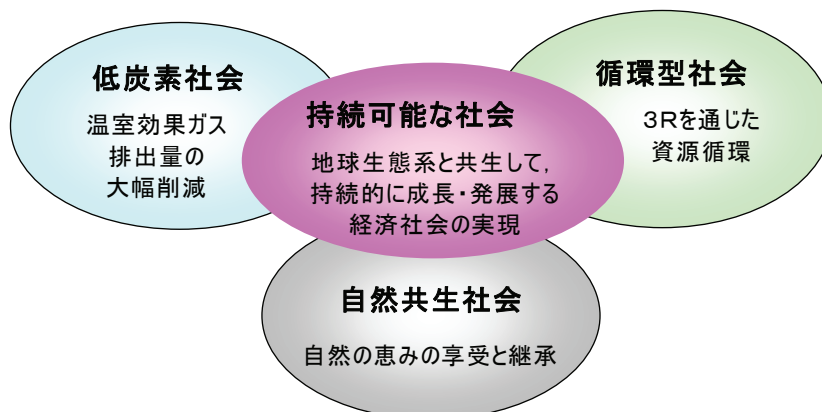


図1.3 持続可能な社会の統合的な実現

「21 世紀環境立国戦略」(環境省，H19.6 閣議決定)を基に作成

## **(2) 長期的目標**

現行計画の5つの長期的目標は、国の環境基本計画の4つの長期的目標である「循環」「共生」「参加」「国際的取組」を踏襲したものであり、「21世紀環境立国戦略」で示された国の方向性を先取りしたものである。

したがって、現行計画の長期的目標は現時点での見直しの必要はないと考えている。

## **(3) 基本施策**

前述したように、近年、京都市環境モデル都市行動計画等の計画が策定・改定され、今年度中には地球温暖化対策条例の改正及びそれに基づく新計画などが策定される予定である。これらの関連計画は、現行計画に掲げた基本施策や施策・事業等の方向性に基づいた内容となっている。また、現行計画の基本施策は環境施策分野を網羅し、バランスよく設定されていることから見直す必要はないと考えている。



## 4 環境指標について

### (1) 環境指標の位置付け

現行計画の環境指標（特定の年次において達成すべき目標数値を掲げた数値目標を含む）は、5つの長期的目標下位の17の基本施策に設定されている。また、17の基本施策すべてに定性的な文章による目標を設定し、一部の基本施策には目標値等も設定している。

現行計画における環境指標は、「計画の進捗状況の客観的な点検・評価を行うことを目的に設定するもの」（現行計画 10 ページ）であり、その点検・評価に当たっては、「基本施策ごとに設定される環境指標項目に関しては、計画の進捗状況の客観的な点検・評価を行うという目的から、計画策定後も継続的により適切な環境指標の開発等に努め、新規環境指標項目の設定、目標数値の修正・設定等、適宜見直しを行います。」（現行計画 82 ページ）としている。

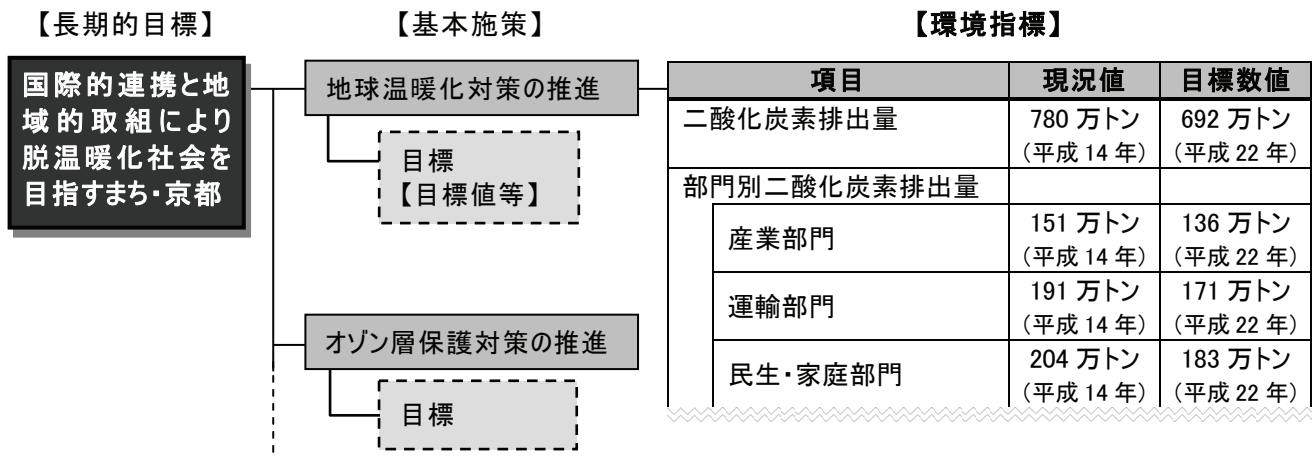


図1.4 現行計画における環境指標の位置付け

### (2) 環境指標の検討(案)

前述したように、近年、現行計画に関連する計画（京都市環境モデル都市行動計画、「歩くまち・京都」総合交通戦略、等）が策定・改定され、今年度中に、新地球温暖化対策条例及び新計画や、新京都市産業廃棄物処理指導計画が策定予定である。これらの計画の策定・改定等を踏まえ、現行計画の環境指標の目標数値や目標年度を変更する場合はあるが、環境指標項目の変更はないと考えている。

目標値等及び環境指標項目の見直しに関する事務局案は次頁のとおりである。なお、現行計画「第3章 基本施策の展開」で一部の基本施策に設定された「目標値等」は、環境指標項目のうち、特定の年次において達成すべき目標数値を掲げた数値目標について記述していることから、あわせて検討を行うこととする。



**長期的目標1 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都**

**ア 目標値等**

**表 1.1 目標値等**

基本施策	目標値等に関する事務局案
地球温暖化対策の推進	「京都市地球温暖化対策条例」（平成 16 年 12 月）に規定する「平成 22 年までに本市域内における温室効果ガスの排出量を基準年である平成 2 年の 90%に削減する」ことを目標値とします。 ⇒策定予定の新地球温暖化対策条例並びに、新計画に則した目標に変更
オゾン層保護対策の推進	設定なし
酸性雨対策の推進	設定なし
国際的取組の推進	設定なし

**イ 環境指標**

**表 1.2 現行計画の環境指標**

基本施策	現行計画の環境指標 (○：数値目標)	目標数値 (目標年次)	事務局案				
			環境指標 項目	目標数値	備考 (理由等)		
地球温暖化対策の推進	○二酸化炭素排出量	692 万トン (平成 22 年)		再設定	今年度見直す関連計画に則して目標値数は設定する必要がある※ <sup>1</sup>		
	○部門別二酸化炭素排出量	産業部門	136 万トン (平成 22 年)				
		運輸部門	171 万トン (平成 22 年)				
		民生・家庭部門	183 万トン (平成 22 年)				
		民生・業務部門	177 万トン (平成 22 年)				
		エネルギー転換部門	6 万トン (平成 22 年)				
		廃棄物部門	28 万トン (平成 22 年)				
	○温室効果ガス排出量	725 万トン (平成 22 年)					
	新エネルギー導入量（公共施設における太陽光発電システム導入量）	—				—	
	電気消費量（電灯・電力使用量）	—				—	
公共交通機関利用者数	—		—				
	○市街化区域の緑被率	33% (平成 37 年度)	再設定 市街地の 緑被率	再設定 37% (平成 37 年度)	関連計画に則して再設定※ <sup>2</sup>		
オゾン層保護対策の推進	フロン回収量	—	削除	—	経年的な比較が困難であるため削除する※ <sup>3</sup>		
酸性雨対策の推進	酸性雨 pH 値（年間平均値）	—		—			

基本施策	現行計画の環境指標 (○：数値目標)	目標数値 (目標年次)	事務局案		
			環境指標 項目	目標数値	備考 (理由等)
国際的取組の推進	海外からの環境施設視察者数	—		—	

- ※1：今年度見直す「新京都市地球温暖化対策条例及び新計画」に則して目標数値を再設定する。  
 ※2：「京都市緑の基本計画」（平成22年3月）策定に伴い変更する。  
 ※3：平成17年1月1日以降は平成16年12月31日以前に引き取られたカーエアコンのフロン類が集計の対象であるため、平成16年度以前との経年的な比較は困難である。  
 ※4：表中の『—』は設定されていないことを表す。

表 1.3 昨年度の評価検討部会における環境指標提案

基本施策	評価検討部会からの提案
地球温暖化対策の推進	民間の太陽光発電システム導入量 余剰電力売却量 <b>【理由】</b> 現在は公共施設及び助成制度を活用した住宅に限定して太陽光発電システム導入量を把握しているが、民間での導入量と余剰電力売却量を把握し、温室効果ガス排出の削減効果量を積算する必要がある。
	森林吸収量 <b>【理由】</b> 森林吸収量は、温室効果ガス排出の削減効果量の多くを占めるため、可能な限り遡った経年変化の把握が必要である。
	屋上・壁面等緑化面積 <b>【理由】</b> 都市域の緑の創造に関しては、新たな「京都市緑の基本計画」策定等を踏まえ、公園等に限定しない総合的な緑の情報を考慮する必要がある。

**長期的目標 2 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都**

**ア 目標値等**

**表 2.1 目標値等**

基本施策	目標値等に関する事務局案
大気環境の保全	大気汚染及びダイオキシン類に係る市保全基準を目標値とします。
水環境の保全	水質汚濁，地下水汚染及びダイオキシン類に係る市保全基準等を目標値とします。
土壌・地盤環境の保全	土壌汚染，地盤沈下及びダイオキシン類に係る市保全基準を目標値とします。
生活環境の保全	騒音及び悪臭に係る市保全基準を目標値とします。
化学物質対策の推進	設定なし

**イ 環境指標**

**表 2.2 現行計画の環境指標**

基本施策	現行計画の環境指標 (○：数値目標)		目標数値 (目標年次)	事務局案			
				環境指標 項目	目標数値	備考	
大気環境の 保全	○大気汚染 に係る市 保全基準 達成率	二酸化硫黄	一般局	100.0%(常に)		今 後 も 継 続 的 に 取 り 組 み 環 境 を 保 全 す る 必 要 が あ る	
			自排局	100.0%(常に)			
		二酸化窒素	一般局	100.0%(常に)			
			自排局	100.0%(常に)			
		二酸化窒素	一般局	100.0%(常に)			
			自排局	100.0%(常に)			
		一酸化炭素	自排局	100.0%(常に)			
		浮遊粒子状物質	一般局	100.0%(常に)			
			自排局	100.0%(常に)			
		光化学オキシダント	一般局	100.0%(常に)			
	降下ばいじん	一般局	100.0%(常に)				
		○大気汚染（ダイオキシン類）		100.0%(常に)			
		○有害大気汚染物質に係る市保全基準達成率		100.0%(常に)			
		工場・事業場からの窒素酸化物排出量		—			
	大気汚染に係る苦情件数		—				

基本施策	現行計画の環境指標 (○：数値目標)	目標数値 (目標年次)	事務局案			
			環境指標 項目	目標数値	備考	
水環境の 保全	○水質汚濁に係る市保全基準達成率 (BOD)	100.0%(常に)			今 後 も 継 続 的 に 取 り 組 み 環 境 を 保 全 す る 必 要 が あ る	
	○水質汚濁 (ダイオキシン類河川水質)	100.0%(常に)				
	○地下水に係 る市保全基 準達成率	1,2-ジクロロエチレン	100.0%(常に)			
		テトラクロロエチレン	100.0%(常に)			
		砒素	100.0%(常に)			
		その他の物質	100.0%(常に)			
	○地下水 (ダイオキシン類)	100.0%(常に)				
	○生活排水処理率 (公共下水道, 合併浄化槽 等)	100% (H37 年度)				
	○透水性舗装延長	10.0km (毎年度)				
水質汚濁に係る苦情件数	—					
土壌・地盤 環境の保全	○土壌汚染に係る市保全基準達成率	事例なし(常に)				
	○土壌汚染 (ダイオキシン類)	100.0%(常に)				
	土壌汚染に係る苦情件数	—				
生活環境の 保全	○一般騒音に係る市保全基準達成率	100.0%(常に)				
	○自動車騒音に係る市保全基準達成率	100.0%(常に)				
	○新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率	100.0%(常に)				
	新幹線鉄道振動に係る指針値達成率	—				
	騒音・振動及び悪臭等に係る苦情件数	—				
化学物質 対策の推進	有害化学物質届出排出・移動量	—				

表 2.3 昨年度の評価検討部会における環境指標提案

基本施策	評価検討部会からの提案
大 気 環 境 の 保 全	光化学オキシダントに係る注意報・警報の発令状況等 【理由】 光化学オキシダントに係る市保全基準達成率 (一般局) については, 10 年以上変動が見られず, その他の情報を収集する必要がある。

## 長期的目標 3 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都

### ア 目標値等

表 3.1 目標値等

基本施策	目標値等に関する事務局案
自然環境の保全	設定なし
快適環境の確保	緑に係る市保全基準等を目標値とします。

### イ 環境指標

表 3.2 現行計画の環境指標

基本施策	現行計画の環境指標 (○:数値目標)	目標数値 (目標年次)	事務局案		
			環境指標 項目	目標数値	備考
自然環境 の保全	森林面積	—			今後も継続的 に取り組み拡 大・増加する必 要がある
	森林保育・造林面積	—			
	耕地面積	—			
	鳥獣保護区数	—			
	自然体験学習の場利用者数	—			
快適環境 の確保	○人口 1 人当たり公園等面積	10m <sup>2</sup> /人	継続	継続	関連計画に則 して継続・再設 定※ <sup>5</sup>
	○市街化区域の緑被率	35% (H37 年度)	再設定 市街地の緑被率 (H37 年度)	再設定 37% (H37 年度)	
	景観地区（美観地区）指定 面積	—			今後も継続的 に取り組み拡 大・増加させる 必要がある
	指定文化財等件数	—			
	保存樹・保存樹林数	—	削除		業務終了※ <sup>6</sup>
	親水性のある水辺空間の整 備面積	—	削除		実績把握が困 難※ <sup>7</sup>

※ 5 : 「京都市緑の基本計画」（平成 22 年 3 月）策定に伴い変更する。

※ 6 : 平成 17 年度に制度が一旦終了し、現在は巡回調査等が実施されている。

※ 7 : 実績の把握が困難であるため、現行計画策定後から現況値が把握されていない。

表 3.3 昨年度の評価検討部会における環境指標提案

基本施策	評価検討部会からの提案
自然環境 の保全	国、京都府、民間団体等の情報も含めた動植物の生息状況や生物多様性に関する情報（動植物種数、適切に間伐された森林面積、育成天然林等施業面積、保全すべき森林面積、生物多様度指数、希少生物種数等） 【理由】環境の保全に関して、京都市独自の情報だけでは難しい。京都市域の情報を含むものを広く収集し整理する必要がある。
快適環境 の確保	街路樹植樹本数 屋上・壁面等緑化面積 【理由】都市域の緑の創造に関しては、新たな「京都市緑の基本計画」策定等を踏まえ、公園等に限定しない総合的な緑の情報を考慮する必要がある。

## 長期的目標 4 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都

### ア 目標値等

表 4.1 目標値等

基本施策	目標値等に関する事務局案
一般廃棄物対策の推進	「京都市循環型社会推進基本計画」に掲げられている目標数値（目標年度：平成 27 年度）を目標値とします。 ⇒京都市循環型社会推進基本計画に則した目標年度に変更
産業廃棄物対策の推進	「新京都市産業廃棄物処理指導計画」（平成 16 年 3 月）に掲げられている目標数値（目標年度：平成 22 年度）を目標値とします。 ⇒策定予定の新京都市産業廃棄物処理指導計画に則した目標年度に変更

### イ 環境指標

表 4.2 現行計画の環境指標

基本施策	現行計画の環境指標 (○:数値目標)	目標数値 (目標年次)	事務局案		
			環境指標 項目	目標数値	備考 (理由等)
一般廃棄物 対策の推進	○一般廃棄物総排出量	803.5 千 t (平成 27 年度)		再設定 580 千 t (平成 27 年度)	関連計画に則して再設定※ <sup>7</sup>
	○一般廃棄物再生利用率	26.7% (平成 27 年度)		再設定 26.0% (平成 27 年度)	
	○一般廃棄物最終処分量	49.1 千 t (平成 27 年度)		再設定 39 千 t (平成 27 年度)	
産業廃棄物 対策の推進	○産業廃棄物発生量	2,744 千 t (平成 22 年度)		再設定	今年度見直す 関連計画に則して再設定※ <sup>8</sup>
	○産業廃棄物再生利用率	32.0% (平成 22 年度)			
	○産業廃棄物埋立処分量	68.0 千 t (平成 22 年度)			

※ 7 : 「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」(平成 22 年 3 月)策定に伴い変更する。

※ 8 : 今年度見直す「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に則して再設定する。

**長期的目標5** すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都

**ア 目標値等**

**表 5.1 目標値等**

基本施策	目標値等に関する事務局案
環境教育・学習の推進	設定なし
環境保全活動の促進	設定なし
広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進	設定なし
環境関連産業の育成と技術開発の推進	設定なし

**イ 環境指標**

**表 5.2 現行計画の環境指標**

基本施策	現行計画の環境指標	現況値 <sup>※9</sup> (平成 20 年)	事務局案			
			環境指標項目	目標数値	備考 (理由等)	
環境教育・ 学習の推進	環境保全活動プログラム参加者数	204,948 人			今後も継続的に取り組み拡大・増加する必要があるため環境指標項目は変更しない。  継続的に増加させるべき環境指標であるため、今後も目標数値を設定しない。	
	人材育成数	125 人				
	環境関連施設利用者数	79,788 人				
環境保全活動の促進	京都市政出前 トーク環境政策 局所管テーマ出 講件数・参加者 数	出講件数	36 件			
		参加者数	1,177 人			
	こどもエコクラ ブ参加団体・参 加者数	参加団体数	14 団体			
		参加者数	972 人			
	KES 認証取得（保有）件数	1,229 件				
民間団体数 <sup>※10</sup>	80 団体					
広範な主体 の参加と環 境コミュニ ケーション の推進	環境政策局ホームページアクセス件数	1,718.6 千件				
	環境政策局が所管する審議会等の公募委員数	9 人				
環境関連産業の育成と技術開発の推進	京都バイオ産業技術フォーラム会員数	562 人				

※9：現行計画では「目標数値」を設定していないため平成 20 年の値を示す。

※10：独立行政法人環境再生保全機構の「環境 NGO 総覧オンライン・データベース」による市内の民間団体数